

# PI牛のとう汰に対しての補助制度ができました

(早期摘発・とう汰のすゝめ)

## 1 牛ウイルス性下痢・粘膜炎 (BVD-MD) ってどんな病気？

牛ウイルス性下痢ウイルス (BVDV) が妊娠100日前後の母牛に感染した場合、大量のウイルスをばら撒き続ける子牛 (持続感染牛 (PI牛)) が生まれてくる場合があります。PI牛は一見健康な牛と区別はつきませんが、牛群内にPI牛が紛れていることにより、**下痢や呼吸器病の増加、受胎率の低下、搾乳量の減少など同居牛に生産性を低下させる様々なデメリット**が発生します (右図)。

乳牛群における感染症による年間損失額 (カナダ)

単位: カナダ\$/頭/年

	BVD-MD	牛白血病	ヨーネ病	ネオスポラ症
直接的損失	2,366	775	2,462	2,182
間接的損失	55.2	31.9	10.8	123.4
計	<b>2,422</b>	807	2,473	2,305

直接的損失: 生産量の低下、死亡・淘汰、流死産  
間接的損失: 診療費、医薬品等購入費、作業量の増加

Preventive Veterinary Medicine 55, 137-153, 2002

## 2 PI牛と診断された場合どうすればいいの？

PI牛自体は回復しないため、治療やワクチン接種は効果がありません。PI牛と診断された場合は、**他の牛 (特に妊娠牛) に病気をうつす前に早めにとう汰**しましょう。

また、PI牛と診断された牛以外にも牛群内にPI牛が紛れている可能性があります。飼養している牛全頭の検査を行い牛群の清浄性を確認しましょう。

## 3 PI牛のとう汰に対して補助金が出る条件は？

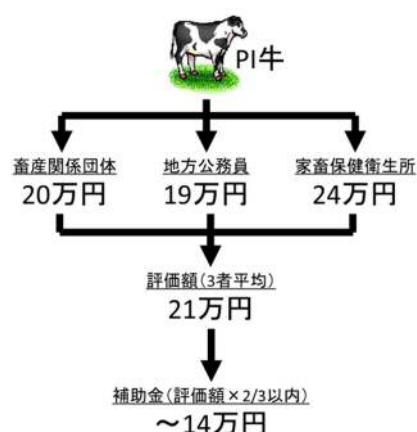
平成28年4月以降にPI牛を淘汰した場合、以下の条件を満たしたうえで公益社団法人愛知県畜産協会 (以下協会) に申請を行うと、協会から補助が受けられます。

- ① 飼養衛生管理基準の遵守等、積極的な防疫を実施していること
- ② 次のうちいずれかを満たすこと
  - (ア) 少なくとも3週間の間隔をあけて実施した2回の遺伝子検査により、PI牛と診断されていること
  - (イ) (ア) で診断されたPI牛の産子であって、母牛がPI牛である旨連絡を受けてから1ヶ月以内に自主とう汰していること
- ③ 次のうちいずれかを満たすこと
  - (ア) 獣医師による安楽殺の後、化製場にて適切に処理されていること
  - (イ) ((ア) が不可能な場合) 家畜保健衛生所にて鑑定殺されていること

#### 4 補助金はどの程度での？

畜産関係団体（集乳団体等）、家畜保健衛生所を除く地方公務員（市役所等）、家畜保健衛生所の職員がそれぞれPI牛の評価を行い、これらの平均価額（上限52万円）を評価額とします。

補助金は、この**評価額の2/3以内（※1）**の金額が交付されます（右図）。



※1：年間のPI牛評価総額と予算額を比較し、1月頃に交付率を決定（評価総額に比べ予算が不足する場合、交付率を2/3から更に下げることとなります）

#### 5 補助金の交付までの流れは？

補助金の交付を受けるためには、以下の作業が必要となります。書類の作成等不明なことがありましたら、家畜保健衛生所まで御相談ください。

- ① 必要書類（※2）を付して「PI牛自主とう汰申請書」を協会に提出する
- ② 協会から「PI牛自主とう汰承認書」が送付されてくるので受理する
- ③ 評価者によるPI牛の評価を受ける
- ④ PI牛の自主とう汰を行う（家畜保健衛生所にて鑑定殺を行う場合、「と殺（鑑定殺）証明願」を家畜保健衛生所に提出する）
- ⑤ （1月頃）協会から「PI牛とう汰推進費割当内示書」が送付されてくるので受理する
- ⑥ （2月末まで）必要書類（※3）を付して「PI牛とう汰推進費交付申請書」を協会に提出する
- ⑦ 補助金が交付される

※2：PI牛と診断された「病性鑑定結果回答書」の写し

※3：評価書の写しに加え、次のうちいずれか

（獣医師による安楽殺の後、化製場にて処理した場合）

検案書（死廃事故診断書）の写し

愛知県死亡牛緊急処理円滑化施設整備事業助成申請書（酪農農業協同組合原本）の写し

愛知県死亡牛処理整理票（酪農農業協同組合原本）の写し

（家畜保健衛生所にて鑑定殺した場合）

と殺（鑑定殺）証明書の原本

**公益社団法人愛知県畜産協会**  
**牛ウイルス性下痢・粘膜病（BVD-MD）防疫推進のための自主とう汰実施要領**

28愛畜第 101号  
平成28年4月28日

公益社団法人愛知県畜産協会（以下「協会」という。）は、愛知県内の牛ウイルス性下痢・粘膜病（以下「BVD-MD」という。）の防疫対策を推進し早期に本病の清浄化を図るため、「食料安全保障確立対策事業実施要領」（平成28年3月29日付け27消安第6184号農林水産省事務次官通知。）、「家畜衛生対策事業の運用について」（平成20年6月9日付け20消安第2737号農林水産省消費・安全局長通知。以下「運用通知」という。）及び「牛ウイルス性下痢・粘膜病に関する防疫対策ガイドライン」（平成28年4月28日28消安第734号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知。）によるほか本要領により自主的なとう汰を推進する。

1 対象農場

BVD-MDの清浄化を図るため、家畜伝染病予防法第12条の3に基づく飼養衛生管理基準の遵守など積極的な防疫を実施している農場。

2 対象牛

BVD-MD持続感染牛（以下「PI牛」という。）とし、運用通知別表6の3の（3）の要件を満たすものとする。

3 協会が補助する経費

（1）PI牛とう汰推進費

協会理事長（以下「理事長」という。）は、家畜飼養者に対し、対象牛の評価額から利用額（肉、皮、毛、臓器等）を控除した額の3分の2以内を補助する。

（2）評価額の決定方法

対象牛の評価額は「家畜伝染病予防法第58条に規定される手当金の交付に際し家畜等の評価額を決定する評価基準について」（昭和26年7月10日付け26畜局第2673号農林省畜産局長通知。）に準じて決定することとし、最高限度額は、家畜伝染病予防法施行令第8条に準じるものとする。

4 自主とう汰の申請

（1）PI牛の自主とう汰を希望する家畜飼養者は、検査結果の写しを添えて、PI牛自主とう汰申請書（様式1）を理事長あて提出する。

（2）理事長は、同申請書を受領後、審査の上適正と認めた場合、家畜飼養者に対し、PI牛自主とう汰承認書（様式2）を交付する。

- (3) 評価人は、飼養場所を所管する家畜保健衛生所職員（家畜防疫員）、地方公務員（家畜防疫員除く）及び畜産団体関係者の3名とし、理事長は各所属長等あてに、評価人による自主とう汰牛の評価を評価依頼書（様式3）により依頼する。
- (4) 評価人は、評価の内容を評価書（様式4）により理事長あて報告する。
- (5) 理事長は、評価書（様式4）をもとに、P I 牛とう汰推進費を算出し、家畜飼養者に対して、P I 牛とう汰推進費割当内示書（様式5）により内示する。
- (6) 家畜飼養者は、とう汰後、必要書類を添付して、P I 牛とう汰推進費交付申請書（様式6）を理事長あて提出する。
- (7) 理事長は、P I 牛とう汰推進費交付申請書（様式6）を受理後、審査の上、家畜飼養者に対しP I 牛とう汰推進費を交付する。

付 則

制 定      この要領は平成28年4月1日から施行する。

様式1

PI牛自主とう汰申請書

平成 年 月 日

公益社団法人 愛知県畜産協会理事長 様

住 所

氏 名

印

BVD-MDの清浄化を図るため、私の飼養する次のPI牛を自主とう汰したいので申請します。

記

品種	耳標番号 (名号)	性別	月齢 (生年月日)	備考

※PI牛の検査結果の写しを添付すること。

なお、検査は、少なくとも3週間の間隔を空けて実施した2回の抗原検査が行われていること。

# 記入例

様式1

## PI牛自主とう汰申請書

平成 28 年 4 月 1 日

公益社団法人 愛知県畜産協会理事長 様

住 所 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
氏 名 愛知太郎 印

BVD-MDの清浄化を図るため、私の飼養する次のPI牛を自主とう汰したいので申請します。

### 記

品種	耳標番号 (名号)	性別	月齢 (生年月日)	備考
ホルスタイン種	12345-6789-0 (アイリス アイ ナゴヤ ET)	雌	3ヶ月齢 (平成27年12月24日)	平成28年4月8日 とう汰予定

※PI牛の検査結果の写しを添付すること。

なお、検査は、少なくとも3週間の間隔を空けて実施した2回の抗原検査が行われていること。

家畜保健衛生所から送付

様式2

P I 牛自主とう汰承認書

平成 年 月 日

様

公益社団法人 愛知県畜産協会  
理事長 印

平成 年 月 日付けで申請のありましたP I 牛の自主とう汰については、承認  
します。

様式3

## 評価依頼書

平成 年 月 日

様

公益社団法人 愛知県畜産協会  
理事長 印

日ごろは、当協会の家畜衛生関連事業の推進につきまして、御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、当協会では「牛ウイルス性下痢・粘膜病（BVD-MD）防疫推進のための自主とう汰実施要領」（以下、「要領」という。）を定め、本病のP I牛を自主とう汰した場合に、その牛の評価額をもとに飼養者に対して助成を行い、本病の清浄化を推進しています。

つきましては、平成 年度において、貴所属（組合）管内で飼養される牛が、要領に基づく評価が必要となった場合には、本事業の趣旨を御理解のうえ、貴所属（組合）の職員を派遣いただき、評価を実施して下さるようお願いいたします。



様式 4

評 価 書

平成 年 月 日

公益社団法人 愛知県畜産協会理事長 様

評価人氏名 (所属)

(所属：愛知県 家畜保健衛生所)  
 甲 印  
 (所属： )  
 乙 印  
 (所属： )  
 丙 印

下記のとおり評価を行いましたので報告します。

記

飼養者住所					氏名			
品種	耳標番号 (名号)	性別	月 齢 (生年月日)	評価額 (円)			評価額 平均額 (円)	
				甲	乙	丙		
備考								

(添付資料) 評価算出基礎資料、参考資料、根拠資料

様式5

PI牛とう汰推進費割当内示書

平成 年 月 日

様

公益社団法人 愛知県畜産協会  
理事長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった、PI牛の自主とう汰牛について、下記のとおり、PI牛とう汰推進費を割当内示するので、「牛ウイルス性下痢・粘膜病（BVD-MD）防疫推進のための自主とう汰実施要領」（平成28年4月1日付け28愛畜第 号）に基づき、PI牛とう汰推進費交付申請書（様式6）を提出してください。

記

耳標番号	評価額（円）	割当内示額（円）	備考

（添付書類）評価書（様式4）の写し

様式6

P I 牛とう汰推進費交付申請書

平成 年 月 日

公益社団法人 愛知県畜産協会理事長 様

住 所

氏 名

印

BVD-MDの清浄化を図るため、平成 年 月 日にとう汰した次の牛について、P I 牛とう汰推進費 円を交付願いたく申請します。

なお、とう汰牛の利用額はありません。(※)

記

1 とう汰実施牛

品 種	耳標番号 (名号)	性別	月 齢 (生年月日)	備考

2 P I 牛とう汰推進費の振込先

金融機関名 (支店名)	口 座 (普通・当座)	口 座 番 号	(フリガナ) 口座名義

(添付書類)

- 1 評価書(様式4)の写し
- 2 検案書の写し、愛知県死亡牛緊急処理円滑化施設整備事業助成申請書(愛知県酪農農業協同組合原本)の写し、愛知県死亡牛処理整理表(愛知県酪農農業協同組合原本)の写し、もしくは、と殺(鑑定殺)証明書(様式6-2)
- 3 その他必要書類

※ とう汰牛の利用額がある場合には、なお書きを削除し、P I 牛とう汰推進費計算書(様式6-1)を添付すること。

# 記入例

様式6

## PI牛とう汰推進費交付申請書

平成29年 2月 1日

公益社団法人 愛知県畜産協会理事長 様

住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
氏名 愛知太郎 

BVD-MDの清浄化を図るため、平成28年 4月 8日にとう汰した次の牛について、PI牛とう汰推進費 140,000円を交付願いたく申請します。

なお、とう汰牛の利用額はありません。~~(※)~~

記

### 1 とう汰実施牛

品 種	耳標番号 (名号)	性別	月 齢 (生年月日)	備考
ホルスタイン種	12345-6789-0 (アイリス アイ ナゴヤ ET)	雌	3ヶ月齢 (平成27年12月24日)	

### 2 PI牛とう汰推進費の振込先

金融機関名 (支店名)	口 座 (普通・当座)	口 座 番 号	(フリガナ) 口座名義
畜産銀行 (名古屋支店)	普通	12345678	アイチタロウ 愛知太郎

(添付書類)

- 1 ~~評価書(様式6)の写し~~ 獣医師に交付を依頼 家畜保健衛生所又は協会から入手
- 2 ~~検案書の写し、愛知県死亡牛緊急処理円滑化施設整備事業助成申請書(愛知県酪農農業協同組合原本)の写し、愛知県死亡牛処理整理表(愛知県酪農農業協同組合原本)の写し、もしくは、と殺(鑑定殺)証明書(様式6-2)~~
- 3 ~~その他必要書類~~ 家畜保健衛生所に交付を依頼  
愛知県酪農農業協同組合酪農センターから入手

~~※ とう汰牛の利用額がある場合には、なお書きを削除し、PI牛とう汰推進費計算書(様式6-1)を添付すること。~~

PI牛とう汰推進費計算書

$$[ \text{①家畜評価額} - (\text{②肉代等} - \text{③輸送費} - \text{④と畜場経費} - \text{⑤その他経費}) ] \times 2 / 3$$
$$= \text{⑥牛とう汰推進費額}$$

農場名：

単位：円

耳標番号	家畜評価 ①	肉代等 ②	輸送費 ③	と畜場経費 ④	その他経費 ⑤	牛とう汰推進費 ⑥

平成 年 月 日

愛知県 家畜保健衛生所長 様

住 所  
氏 名 印

証 明 願

次の理由により、下記について証明願います。

目 的	P I牛自主とう汰推進費の交付申請のため
提出先	公益社団法人 愛知県畜産協会

記

証明事項	平成 年 月 日に次の家畜について病性鑑定殺を実施し、死体を焼却処理したこと。
家 畜	所有者 : 品 種 : 耳標番号(名号) : 性 別 : 月 齢(生年月日) :

上記について相違ないことを証明します。

平成 年 月 日


愛知県 家畜保健衛生所長 印

# 記入例

様式6-2

平成 28 年 4 月 8 日

愛知県 東部 家畜保健衛生所長 様

住 所 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
氏 名 愛知太郎 

## 証 明 願

次の理由により、下記について証明願います。

目 的	P I 牛自主とう汰推進費の交付申請のため
提出先	公益社団法人 愛知県畜産協会

## 記

証明事項	平成 28 年 4 月 8 日に次の家畜について病性鑑定殺を実施し、死体を焼却処理したこと。
家 畜	所有者 : 愛知太郎 品 種 : ホルスタイン種 耳標番号(名号) : 12345-6789-0 (アリス アイチ コギヤ ET) 性 別 : 雌 月 齢(生年月日) : 3ヶ月齢 (平成27年12月24日)

上記について相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

愛知県 家畜保健衛生所長 印

【参考】

家畜衛生対策事業の運用について（平成20年6月9日付け20消安第2737号消費安全局長通知）別表6の3の（3）

別表6

家畜生産農場清浄化支援対策事業の補助対象経費に係る補助の要件について

区 分	補助の要件
3 BVD—MD対策 (3)PI牛確認農場におけるPI牛 とう汰推進費の交付対象	<p>交付の対象となる牛については、次の1及び2の要件又は3の要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 少なくとも3週間の間隔をあけて実施した2回の抗原検査(RT-PCR、ウイルス分離又は抗原検出 ELISA)の結果、PI牛であることが確認された牛であること。</li><li>2 平成28年3月31日以前にPI牛であることが確認されていた牛については平成28年4月1日から平成28年4月30日までの間に、平成28年4月1日以降にPI牛であると確認された牛については確認日(2回目の抗原検査の結果判定日)から1か月以内に、平成29年3月1日以降にPI牛であると確認された牛については平成29年3月31日までに、自主的にとう汰した牛であること。</li><li>3 1で確認されたPI牛の産子であって、飼養牛がPI牛の産子であることを牛の所有者(管理者及び飼養者を含む。(4)において同じ。)に連絡した日から1か月以内に自主的にとう汰した牛であること。</li></ol>